

新型コロナウイルスに対する弁護士会対応

令和2年3月11日

佐賀県弁護士会会長 奥田 律雄

当会は、令和2年2月26日「新型コロナウイルスに対する弁護士会対応」を、以下のとおり、改訂する。

【総論】

政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の見解」及び「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（いずれも令和2年3月9日）を踏まえ、当会の対応方針を次頁以下のとおり、改訂します。

当会は、上記見解及び考え方を尊重し、新型コロナウイルス感染者が当面増加する見込みであって感染拡大防止対策が長期化することを覚悟し、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声という3条件が同時に重なることを避ける対策を実施します。

また、当会は、二次感染を防ぐための行動に協力することを宣言し、市民のみなさま一人一人にも二次感染を防ぐための行動のご協力を呼びかけます。

当会は、当会が所在する佐賀県では現時点で感染者の報告がないことも考慮し、上記3条件を可能な限り排除し、かつ3条件が同時に重なることは必ず避けることを前提として、弁護士会が行っている各種の公益活動を維持することを目指します。

【弁護士会館への来館】

当会は、すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請いたします。手指消毒にご協力いただけない方にはご来館いただけません。

当会は、すべての来館者に対し、風邪・発熱の症状がある方のご来館を控えることを要請いたします。ご協力いただけない方にはご来館いただけません。

当会は、全ての来館者に対し、マスク着用を推奨いたします。

【弁護士会館での行事・事業など】

・市民も参加する当会主催・共催のイベント

- ①延期・中止ができない合理的理由があること
- ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
- ③参加者全員が手指消毒をしていること
- ④参加者全員にマスクを配布する準備を開催委員会等が整え、実際に参加者全員にマスクを着用させること
- ⑤参加者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在することを条件として、開催を容認いたします。

・外部講師を招いた当会主催・共催の研修

- ①延期・中止が容易でないこと
- ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
- ③参加者全員が手指消毒をしていること
- ④参加者は可能な限りマスクを着用すること
- ⑤外部講師から延期・中止の希望がないこと
- ⑥参加者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在することを条件として、開催を容認いたします。

・会員だけのイベント、委員会、研修

- ①延期・中止が容易でないこと
- ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
- ③参加者全員が手指消毒をしていること
- ④参加者は可能な限りマスクを着用すること
- ⑤参加者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在することを条件として、開催を容認いたします。

・弁護士会館の有料貸出し

令和2年3月15日までの間、新規貸出しを原則停止します。

このほか、すでに貸出し許可を与えているもの、新規貸出しの例外として以下の条件を設定し、履行できない場合には貸出し許可を取り消します。

- ①延期・中止ができない合理的理由があること
- ②風邪・発熱の症状のある者が参加しないこと
- ③参加者全員が手指消毒をしていること
- ④参加者全員にマスクを配布する準備を貸出し許可申請者が整え、実際に参加者全員にマスクを着用させること
- ⑤参加者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在すること

・懇親会

少なくとも令和2年3月31日までの間、弁護士会もしくは委員会が主催もしくは呼び掛けて行う懇親会は開催いたしません。

・法律相談、示談あっせん等

- ①風邪・発熱の症状のある者がいないこと
- ②参加者全員が手指消毒をしていること
- ③参加者が可能な限りマスクを着用すること
- ④在室者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在することを条件として、可能な限り開催いたします。

・弁護士会館以外で実施される法律相談等

- ①風邪・発熱の症状のある者がいないこと
- ②参加者が可能な限り手指消毒をし、マスクを着用すること
- ③在室者は相互に少なくとも1メートル超の距離を置いて所在すること
- ④派遣先から延期・中止の希望がないことを条件として、可能な限り開催いたします。

以上